

## **〔事案 25-69〕 転換契約無効請求**

・平成 25 年 11 月 27 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

不利益となる事実について説明不十分だったので、転換後契約の内容を誤認したことを理由に、転換後契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 23 年 8 月に終身保険および特定疾病保障定期保険を、終身保険に契約転換したが、以下のとおり契約者に不利益になる事項について説明がなかったので、転換後契約を無効にしてほしい。

- (1) 転換後契約の保険料払込満了年齢は 60 歳であると思っていたが、実際は 70 歳であった。
- (2) 予定利率の悪い保険への契約転換であることの説明がなかった。
- (3) 転換価格を終身保険部分と定期保険部分にどのように振り分けるかの説明がなかった。
- (4) 生命保険には「更新型」と「全期型」があることを説明せずに「更新型」の契約を勧め、保険会社が契約者よりはるかに大きく得をする種類の生命保険を契約させた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、転換制度、保障内容、払込満了時期、更新型であること、予定利率等について申立人宅で説明を行っており、申立人は理解したうえで契約している。
- (2) 保険会社が契約者より大きく得をする種類の生命保険を契約させている事実はない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### **1. 申立人の主張の法的整理**

申立人の主張は、以下の 2 点であると判断する。

- (1) 保険料払込満了年齢が 60 歳であると思っていた点について、錯誤による無効（民法 95 条）にもとづくもの（主張①）。
- (2) 募集人らから予定利率、転換価格の振り分け方法および「全期型」に関する説明がなかった点について、不利益事実の不告知による取消し（消費者契約法 4 条 2 項）にもとづくもの（主張②）。

#### **2. 申立人の主張①について**

以下のとおり、錯誤による無効の主張を認めることはできない。

- (1) 申立人は、設計書による説明を受けていることは認めているものの、その設計書は証拠提出されたものとは異なり保険料払込期間が 60 歳までであったことを主張しているが、事情聴取等から、申立人は、証拠提出された設計書による説明を受け、自ら契約申込書を記入したものと認められる。
- (2) 以下の事実から、申立人が、転換後契約の保険料払込満了年齢が 60 歳までであると錯誤したと認めることはできない。

- ①募集人から説明を受けた時間は、申立人の供述によっても1時間半程度であり、設計書の内容を理解するのに十分な時間であった。
  - ②説明の際に使用された設計書の補助資料では、2件の転換前契約および転換後契約の保険料、保険料払込期間および保障内容などが、比較説明されている。
  - ③設計書の補助資料のみならず、設計書本体でも保険料払込満了年齢が70歳となる旨の記載がある。
  - ④契約申込書の裏面にも、転換後契約の保障内容が表示され、保険料払込満了年齢が70歳である旨の記載がある。
- (3)仮に、錯誤が認められるとしても、契約転換に際して上記設計書を用いた説明が行われ、上記契約申込書を用いて、自ら申込みをしていることからすると、申立人には錯誤したことについて重大な過失があったと言わざるを得ず、転換後契約の無効を主張することはできない。
3. 申立人の主張②について
- 以下のとおり、不利益事実の不告知による取消しの主張を認めることはできない。
- (1)設計書補助資料には契約転換前後の予定利率が明記されており、また、転換価格の充當により賄われた保障額も記載されている。
  - (2)仮に、予定利率および転換価格の充當方法が重要事項にあたるとしても、一方で申立人の利益となる事実を告げ、他方で不利益となる事実を故意に告げなかった事実は認められない。
  - (3)募集人は、転換価格の振り分けについて口頭で説明しなかったことを認めているが、故意に口頭で告げなかったとは認められない。
  - (4)「全期型」の保険に関する説明については設計書に記載がなく、募集人の口頭による説明もないが、「更新型」の保険にも更新までの保険料が安い等の利点があり、一概にどちらが有利といえるものではないことから、不利益事実の不告知があったと認めることはできない。

#### 民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

#### 消費者契約法 4 条

##### 1 (略)

- 2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、こ

の限りでない。